

地方消費税について

平成23年12月7日
総務省

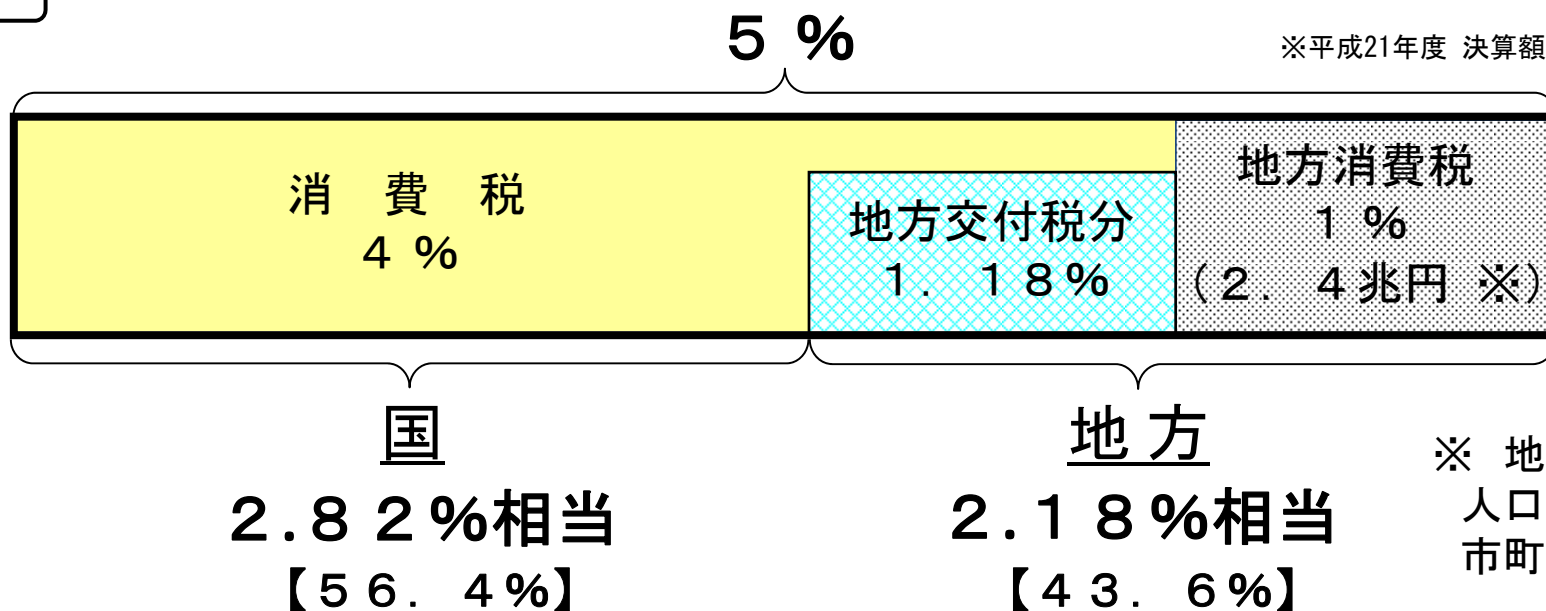
地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 税 収 (平成21年度決算額)	24,131億円								
7. 清 算	<p>国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td> <td style="text-align: center;">6/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
指 標	ウエイト								
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8								
「人口(国勢調査)」	1/8								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8								
8. 交 付 金	<p>税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
指 標	ウエイト								
「人口(国勢調査)」	1/2								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2								

地方消費税の現状等について

- 地方消費税は消費税の25%（税率にして1%相当）。
- 消費税の29.5%は、地方交付税の原資とされている。

現状



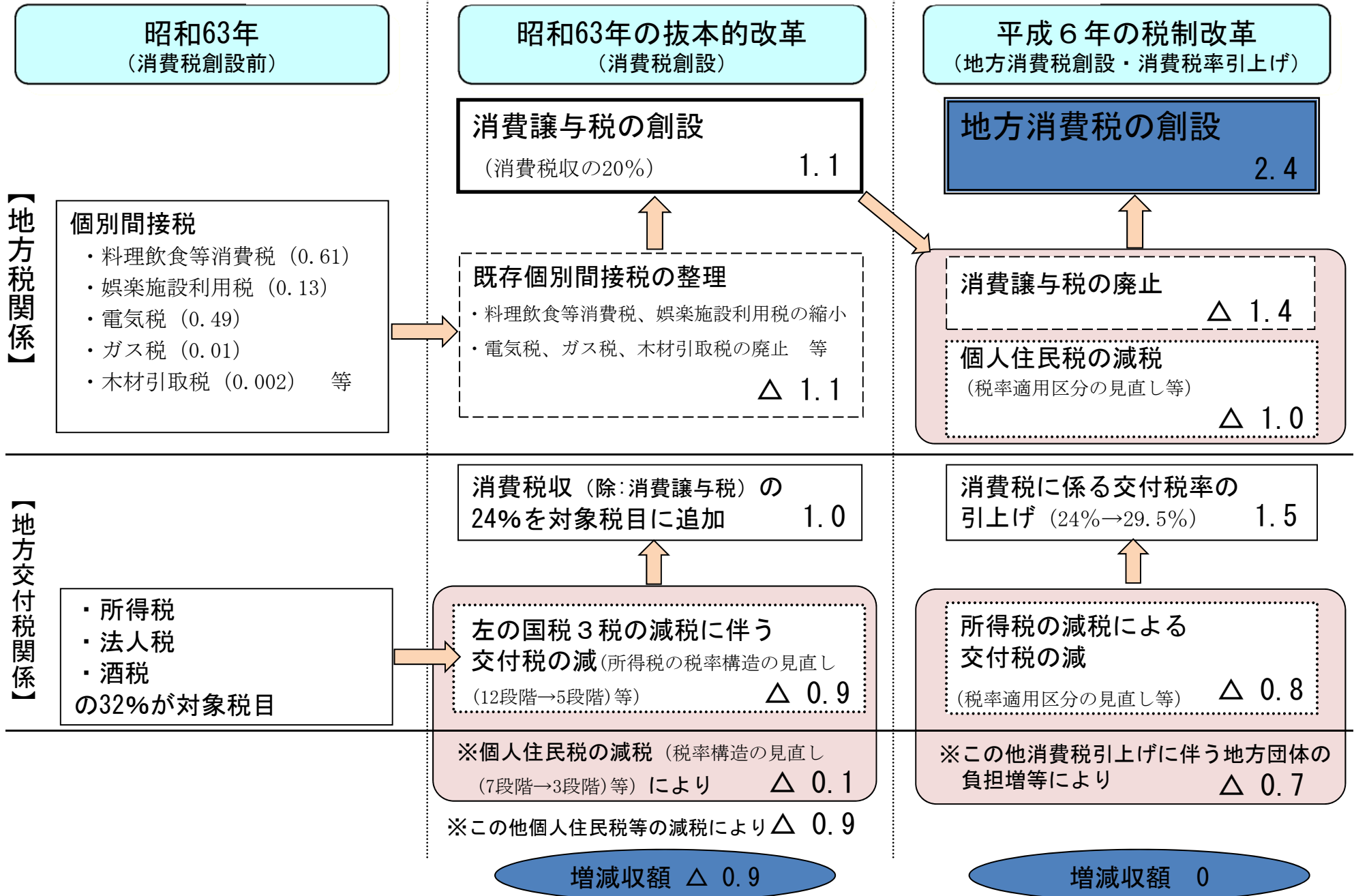
参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

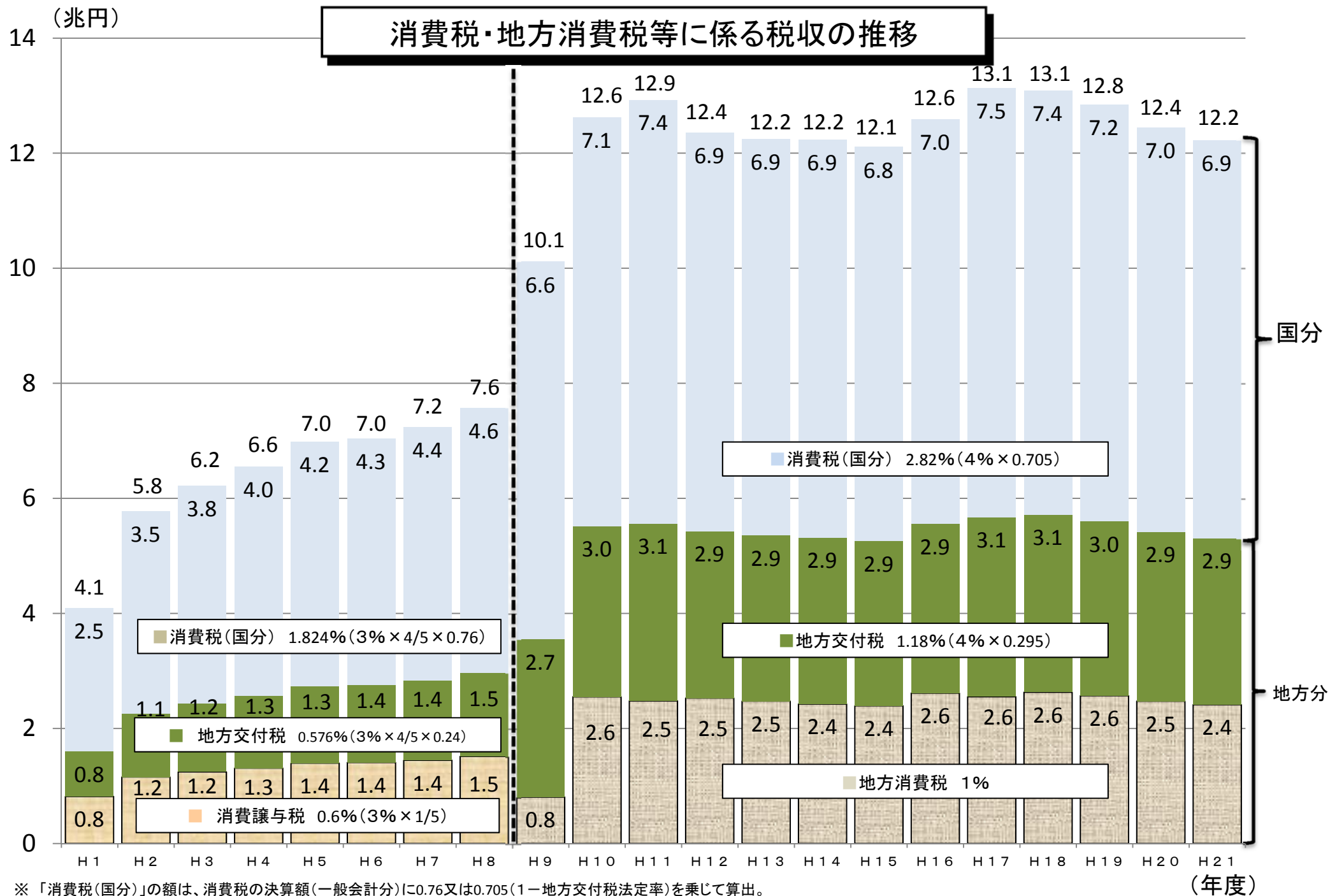
- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

消費税及び地方消費税の創設と地方税制

(単位：兆円)



消費税・地方消費税等に係る税収の推移



消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大

○平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日税制調査会）（抄）

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2)－②－ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討します。

○地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会－中間取りまとめ概要－（平成23年10月）（抄）

第3章 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 今後、社会保障財源としての消費税（国・地方）の充実を進めるに当たっては、「執行の責任の拡大」及び「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大を進めることが必要である。
- 当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税・地方消費税の税率引上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化について改めて判断することが適当である。